

岐阜市自然環境保全推進委員会 検討・策定部会設置要領

令和7年 月 日 決裁

(設置)

第1条 岐阜市生物多様性プランの改定にあたり、専門的に調査審議するため、岐阜市自然環境保全推進委員会規則（平成27年規則第12号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、岐阜市自然環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）に検討・策定部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事項は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 岐阜市生物多様性プランの内容構成に関する事項
- (2) 岐阜市生物多様性プランの基本方針、取組等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、岐阜市生物多様性プランの改定等に関する事項

2 専門部会は、調査審議した結果を委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、規則第6条第2項の規定により、委員会の委員長がこれを指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、専門部会の目的を達成するまでとする。ただし、委員会委員としての任期を超えることはできない。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会には、部会長1人及び副部会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、専門部会の会議（以下、「会議」という。）の議長を務め、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、規則第5条第4項の規定により、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項に基づき、委員以外の者を出席させる場合は、予算の範囲内で報償費を支払うものと

(案)

する。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。